

北栄町水道工事共通仕様書

平成28年4月

北 栄 町

目 次

1 総則	
1.1 目的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 法令等の遵守	1
1.4 公有、私有地の占用及び使用許可	1
1.5 重要事項の指示	1
1.6 責任体制の確立	1
1.7 施工計画書	1
1.8 地元対応等	1
1.9 事故報告	2
1.10 損害並びに補償	2
1.11 応急措置	2
1.12 交渉、協力	2
2 現場管理	
2.1 事故防止	2
2.2 公害防止	2
2.3 交通安全管理	3
2.4 臨機の措置	3
3 工事の施工	
3.1 一般事項	3
3.2 休日、夜間における作業	3
3.3 工事写真	3
3.4 竣工検査	3
4 材料一般	
4.1 材料の規格	4
4.2 材料の検査及び保管	4
4.3 支給及び貸与	4
4.4 発生品	4
5 施工一般	
5.1 土工	4

5.2	管布設	5
5.3	管、弁類の取扱い	5
5.4	管の明示	5
5.5	ロケーティングワイヤー	5
5.6	スリーブ	5
5.7	残土処理	5
5.8	既設管との連絡	6
5.9	通水	6
5.10	水圧試験	6

1 総則

1.1 目的

この水道工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）は北栄町（以下「町」という。）が発注する水道工事の施工に当たって、受注者が遵守すべき工事の仕様を定め、もって工事の適正な施工を期することを目的とする。

1.2 適用範囲

1. この仕様書は、町が発注する水道工事に適用する。
2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
3. この仕様書及び図面について定めのない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

1.3 法令等の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。
2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員と協議しなければならない。

1.4 公有、私有地の占用及び使用許可

工事の施工にあたり、立地条件上公有私有地を占用又は使用するときは所管の官公署の許可あるいは私人の承諾を受けた後使用すること。

1.5 重要事項の指示

工事契約内容の変更及びこれに類する重要な指示事項は「指示書」に記載してこれを行う。これに記載のない事項は変更契約の対象としない。

1.6 責任体制の確立

受注者は、現場代理人、主任技術者の他安全管理者及び各種法令に定める責任者を所定の業務に従事させなければならない。

1.7 施工計画書

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員が補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、簡易又は緊急を要する工事等で監督員の承諾を得た場合は、施工計画書の一部又は全部を省略することができる。

1.8 地元対応等

1. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努め

なければならない。

2. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

1.9 事故報告

受注者は、工事中事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、事故発生状況、経過及び被害の内容について報告すること。

1.10 損害並びに補償

1. 受注者は、工事中第三者に対し、人身事故又は家屋その他の工作物に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
2. 沿道家屋等の物件の事前調査及び損害が発生した場合の調査は、受注者の負担において行ない、必要な図面、写真等の資料を作成し提出すること。又、受注者において行なった補償の内容について報告すること。

1.11 応急措置

受注者は、家屋その他の工作物に与えた損害が日常生活上、営業上に著しい支障を生じた時は応急措置を講じ、その内容を報告すること。

1.12 交渉、協力

受注者は、工事中関係官公署、その他と緊密に連絡して充分協調を保つとともに、工事現場に関係ある一般民間人に対しても親切を旨として工事の円滑な進行を図らなければならない。受注者が工事施工のために必要とする関係官公署、その他に対する諸手続きは、工事に支障の無いよう遅滞なく処理しなければならない。

2 現場管理

2.1 事故防止

1. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
2. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な処置を施さなければならない。
3. 工事中は地下埋設物の試掘調査を十分行くと共に、当該地下埋設物管理者に立会を求めて、その位置を確認すること。
4. 埋設物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ当該地下埋設物管理者と施工中の立会、保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について協議すること。

2.2 公害防止

受注者は、工事の施工に際しては、付近居住者に迷惑のかからぬよう極力防音、防振及び防塵に努めること。

2.3 交通安全管理

1. 受注者は、工事期間中、交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為の無いよう、交通及び保安上必要な措置を講じること。
2. 交通の安全については、監督員と協議するとともに関係官公署の指示事項を遵守し、必要な措置を講じること。

2.4 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に通知しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

3 工事の施工

3.1 一般事項

1. 受注者は、工事に先立ち施工計画書を提出し、承認を得たうえで、適正な工事の施工管理を行うこと。
2. 常に工事の進捗状況に留意し、予定の工程表と実績を比較検討し、工事の円滑な進行を図らなければならない。
3. 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公署、他企業の担当者との現地立会その他に参加し、許可条件、指示事項を確認すること。

3.2 休日、夜間における作業

受注者は、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に協議し、理由を付した書面を提出しなければならない。

受注者は、監督員と協議の結果、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、周辺住民、関係者に理解、協力を得られるよう努めなければならない。

3.3 工事写真

受注者は、自ら又は監督員の指示により、工事の状況、寸法等が確認できる写真を撮影しておかなければならない。また、工事竣工後外部から目視、測定等ができなくなる箇所、竣工時まで撤去する仮設物、あるいは竣工時までに残存しない維持的物件の施工状況並びに重要な工事段階等の工事状況を撮影しなければならない。また、必要に応じて周辺風景も入るように離れた場所からも撮影すること。

3.4 竣工検査

検査員は、監督員及び受注者の立会のうえ、検査を行うものとする。

検査員は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うことができる。

受注者は、検査方法について異議を申し立てることができない。

受注者は、検査にあたり次の事項に留意すること。

- (1) 完成図書は、とりまとめて整理すること。
- (2) 工事の検査にあたっては、受注者又は現場代理人及び主任技術者は必ず立ち会わなければならない。また、受注者は説明ができるよう完成図書、現場の内容を理解しておかなければならない。
- (3) 交通量の多い場所で検査を行う場合は、交通整理員等の配置をする等、円滑で安全な検査ができる体制をとらなければならない。

4 材料一般

4.1 材料の規格

工事に使用する材料は、設計図書又は特記仕様書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格、日本水道協会規格等に適合したものとする。また、設計図書等により指定した場合は、指定品を使用しなければならない。

4.2 材料の検査及び保管

1. 工事材料は、使用前に監督員の検査を受け、合格したものとする。ただし、町が認める規格証明書を有するものは検査を省略することができる。なお、不合格品は直ちに現場より搬出すること。
2. 材料検査に合格したものであっても、使用時までには損傷、変質したときは、新品と取り替え、再検査を受けること。
3. 工事材料の合格品は、受注者の責任において、変質、不良化しないよう保管する。

4.3 支給及び貸与

支給材料及び貸与品は監督員、受注者の立会いのもとに確認する。

支給材料及び貸与品の運搬は並びに保管は受注者が行うものとし、その取り扱いには慎重に行うこと。滅失又は損傷したときは、賠償又は原形に復す。

4.4 発生品

工事施工により生じた現場発生品（弁類、ボックス等）については、原則町に返納する。ただし、監督員の指示する場合はこの限りではない。

5 施工一般

5.1 土工

機械掘削をする場合は施工区域全域にわたり地上、地下埋設物に十分注意しながら行わなければならない。埋戻しは所定の土砂を用い、片埋にならない様に注意しながら十分締固めなければならない。埋戻しに際しては、管、その他の構造

物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないように注意して行わなければならない。床堀の内埋め戻しについては、タンパ等で十分締固めなければならない。

1日の施工は、掘削から埋戻しまでを行い、夜間等工事時間以外は通行ができるようにしなければならない。ただし、監督員と協議により安全対策を講じて、埋戻しを行わない場合は、この限りではない。

5.2 管布設

管据付にあたっては、十分内部を清掃し埋設深さを確認して、移動しないよう胴締めを堅固に行い管鋳出文字を上向きにして据付なければならない。管据付には、管に影響を与えないように床付け面を仕上げ、必要に応じて砂を敷く等の処置をしなければならない。

管接合部の締付等は、各材料メーカーの施工マニュアルによること。

1日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう管末端を塞がなければならない。

5.3 管、弁類の取扱い

管及び弁類の取扱いは、衝撃を加えたり、接合部、塗装部等を損傷させないように行うこと。クレーン等で積み卸し等をする場合は、2点吊りにより行い、ナイロンスリング等安全な吊り具を使用すること。

管及び弁類を保管又は一時仮置きする場合は、角材、板材等を敷いて、直接地面に接触しないようにし、歯止め等による転がり防止措置を講じること。

弁類は、弁台（角材）等を敷いてボルト締めで片締め等ならないよう注意して据付なければならない。

5.4 管の明示

本設する埋設管には、管明示テープを管の真上に正確に設置する。胴巻きテープの間隔は、管長が5mにつき1本当たり4箇所とし、1周半巻きを標準とする。

路床完成後、路盤工の前に埋設表示シートを設置する。

5.5 ロケーティングワイヤー

本設する埋設管には、ロケーティングワイヤーを設置する。設置にあたっては、メーカーの施工マニュアルによること。ワイヤーの先端部には指定のキャップを設置すること。

5.6 スリーブ

本設する埋設管には、スリーブを設置する。設置にあたっては、日本ダクティル鉄管協会、各材料メーカーの施工マニュアルによること。

5.7 残土処理

残土は、特に運搬箇所を指定するものの他は、すべて自由処分とする。残土置場

の借用及び整地等については、受注者の責任とする。

残土を受入地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。

運搬の際は、荷台にシートをかぶせる等、残土をまき散らさないよう注意する。搬出にあたっては、路面の汚損を防止するとともに、運搬経路は適時点検し、路面の清掃及び補修を行う。また、必要に応じて散水し、土砂等粉塵を飛散させないよう適切な措置を行う。

5.8 既設管との連絡

連絡工事は、断水時間が制約されるので、十分な事前調査、材料、機材、器具の準備を行うとともに、円滑な施工ができるよう経験豊富な技術者、作業者を配置し、迅速、確実に施工すること。

5.9 通水

通水に先立ち、管内を清掃するとともに、残存物が無いか、弁類等に異常が無いか点検をすること。

5.10 水圧試験

配管終了後、継手の水密性を確認するため、管路の水圧試験を監督員の立会のうえ実施し、チャート用紙を提出すること。

水圧試験にあたっては充水による管路水圧試験とし、試験水圧は 0.75MPa で 1 時間保持することとする。

作業に危険を伴うため、空気圧による圧力試験は行わないこと。